

吹田市社会福祉審議会の構成

現行（～令和2年3月31日） ※ 各分野の審議会等は独立して設置	
吹田市福祉審議会	社会福祉に係る重要な事項についての調査審議に関する事項
吹田市障がい者施策推進委員会	障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進についての調査審議に関する事項
吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築についての調査審議に関する事項
吹田市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進についての調査審議に関する事項
吹田市児童福祉審議会	保育所の設置の認可、児童福祉施設の事業停止命令、認可外保育施設等の事業停止命令及び施設閉鎖命令に関する事項



新（令和2年4月1日～） ※ 既存の審議会等を整理、統合して設置	
吹田市社会福祉審議会	社会福祉に関する事項
専門分科会	民生委員審査専門分科会（※1） （民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議）
	身体障害者福祉専門分科会（※1） （身体障害者の福祉に関する事項を調査審議） 第1審査部会・・・身体障がい者手帳の申請における診断書作成医師の指定等及び身体障がいの程度に係る意見の聴取 第2審査部会・・・更生医療・育成医療の提供医療機関等の指定等に係る意見の聴取
	障がい者施策推進専門分科会 障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進についての調査審議に関する事項
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築についての調査審議に関する事項
	地域福祉計画推進専門分科会 地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進についての調査審議に関する事項
	児童福祉専門分科会 保育所の設置の認可、児童福祉施設の事業停止命令、認可外保育施設等の事業停止命令及び施設閉鎖命令に関する事項、幼保連携型認定こども園の認可、認可の取消し、事業停止命令及び施設閉鎖命令、地域型保育事業の認可等（※2）

（※1）現在は府が設置。法により必置となるもの。
 （※2）中核市移行に伴い、新たに調査審議する事項を含む。